

千葉県里親会 会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、千葉県里親会と称し、事務所を中央児童相談所におく。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の連携を図るとともに、受託児童の福祉向上に協力し、里親制度の普及発展に寄与する事を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 里親制度の普及、啓蒙、宣伝及び里親開拓に関すること。
- (2) 養育技術に関する研修及び児童福祉に関する調査、資料の配布に関すること。
- (3) 支部里親会の育成及び連絡調整に関すること。
- (4) その他、本会の目的達成に必要なこと。

(会員及び組織)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 千葉県登録里親で本会の趣旨に賛同し、原則として支部里親会に入会した者。
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、援助する者。

2 本会は、各児童相談所単位に支部里親会を置く。各支部里親会は本会の目的の範囲で、独自の規約を定めて活動できるものとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 若干名（うち1名を会計理事とする。）
- (4) 監事 2名

(役員を選任及び任期)

第6条 会長、副会長及び会計理事は理事の互選とする。

2 理事は正会員のうちから各支部里親会で支部長を含む候補者若干名を推薦し、総会の承認を得るものとする。ただし、不承認とされた者があるときは、その者を推薦した支部里親会は別の者を推薦して承認を得ることができるものとする。

3 監事は、総会において正会員のなかから選出する。

任期は2年とする。

4 役員の任期は2年とする。ただし、会長は最長2期4年とし、その他の役員は再任を妨げない。

5 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

3 理事は、理事会を組織し、会務の執行にあたる。

会計理事は、会長の命を受け会計を処理する。

4 監事は、会務並びに会計を監査し、結果を理事会及び総会に報告する。

(顧問及び相談役)

第8条 本会に顧問及び相談役をおくことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、その任期は役員の任期内とする。

3 顧問は、本会の業務について、会長の諮問に応ずる。

4 相談役は、本会の業務運営について、理事会の相談に応ずる。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び理事会とし、それぞれ会長が招集し議長は出席者の過半数の賛成を得て選出する。

2 正会員の5分の1以上の連署をもって会議開催請求があった場合、会長は会議を招集しなければならない。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回以上開催し、年度事業計画、事業報告、予算、決算、その他重要事項を審議、決定する。

2 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立し、議事の議決は、この会則に特別の定めがある外は過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議事の議決にかかわる委任状は正会員一人一票として、委任された者の可否に加える。

(理事会)

第11条 理事会は、必要に応じ随時開催し、会の業務運営に関する事項を審議し、決定する。

2 理事会は、理事の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 理事の議決は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事及び相談役は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

5 特別の事情又は急施を必要とするとき、会長は文書をもって意見を求め、理事会の議に代えることができる。

(委員会)

第12条 会長は、本会の事業・会務の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 正会員の会費の額は、次のとおりとする。

(1) 里子を委託されている正会員一世帯（ファミリーホームを含む）は、月額3,000円とする。

(2) 里子を委託されていない正会員は、年額3,000円とする。

(3) 親族里親の会費は年額3,000円とする。

(4) 2号及び3号に該当する正会員の本会に入会した日が、10月1日以降の場合は、当該年度に限り年額1,500円とする。

3 賛助会員の会費は、理事会の議決を得て、別に定める。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 本会の会務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局に、事務局長及び書記をおき、会長の命を受けて会務を処理する。

(会則の変更及び解散)

第16条 この会則を変更し、又は本会を解散しようとするときは、理事の3分の2以上の同意を得た後、総会で総会出席者の過半数の賛成を得なければならない。

(退会)

第17条 会費を滞納している者は、当該年度末（3月31日）で本会を退会したものとみなす。

(細 則)

(1) この会則の施行に必要な事項は、会長が総会の議決を経て定める。

(施行期日)

1. 昭和38年4月1日制定
2. 昭和39年7月5日一部改正、施行
3. 平成4年12月21日一部改正、施行
4. 平成6年4月1日一部改正、施行
5. 平成7年4月1日一部改正、施行
6. 平成10年5月19日一部改正、施行
7. 平成14年5月28日一部改正、施行
8. 平成16年5月23日一部改正、施行
9. 平成22年6月12日一部改正、施行
10. 平成27年6月6日一部改正、施行
11. 令和元年6月2日 一部改正、令和2年4月施行
12. 令和3年5月29日一部改正、令和4年4月1日施行
13. 令和6年6月1日一部改正、施行
14. 令和6年6月14日一部改正、施行